

みんなで守りましょう、自転車のルール

自転車は、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しています。

自転車利用中に事故に遭った人で、自転車側にも交差点での安全不確認、一時停止違反や信号無視などのルール違反による事故も少なくありません。

交通ルールとマナーを守り、安全に自転車を利用しましょう！！

知っていますか？

自転車安全利用五則



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

※道路交通法の一部改正により、ヘルメット着用が努力義務になりました。
(2023年4月1日施行)

年齢を問わず、自転車を運転する人は、ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

また、13歳未満の子どもの保護者は、自転車を運転する子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

ヘルメット着用の必要性

自転車に乗っていた時に交通事故で亡くなった方の約6割は、頭部に致命傷を負っています。※警察庁HPより

頭部を守ることが交通事故の被害軽減につながります。ヘルメットをかぶるときは、あごひもをしっかりと締め、正しく着用しましょう。

かぶらないと
危険！

■自転車保険に加入しましょう

近年では、信号無視などの無謀な運転による自転車事故により、多額の損害賠償が生じる事例が増えています。また、子どもが加害者になった場合でも、年齢に関係なく多額の損害賠償を求められることもあります。

自転車は道路交通法では「軽車両」にあたります。

自転車を利用される方は、交通ルールを守ることはもちろんですが、歩行者や自転車同士の衝突など、加害者になりえますので、自転車損害賠償保険などに加入するようにしましょう。(加入済みの保険などで、対応するものもありますので確認しておきましょう。)



◆判決事例：損害賠償額 約 9,500万円

小学生が夜間に時速 20～30 キロで坂道を走行中、歩行中の女性と正面衝突。
相手は意識が戻らない状態となった。

■自転車運転者講習制度（平成27年6月1日～）

改正道路交通法の施行に伴い、14歳以上の自転車運転者が自転車運転中に危険行為を繰り返して検挙されると、公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができることになっています。(受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金)

【危険行為】

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反
- 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）

■自転車の主な交通ルール違反の罰則一覧

※根拠法令～道路交通法

違反名（適用法条）	罰則等
○飲酒運転の禁止（第65条第1項）	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
○信号無視（第7条）	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
○一時不停止（第43条）	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
○無灯火（第52条）	5万円以下の罰金
○二人乗り等の禁止（第57条第2項）	2万円以下の罰金 又は 科料
○通行の禁止等（第8条）	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
○車道通行（第17条第1項）	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
○左側通行等（第17条第4項）	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
○軽車両の並進の禁止（第19条）	2万円以下の罰金 又は 科料
○普通自転車の歩道通行（第63条の4第2項）	2万円以下の罰金 又は 科料
○自転車横断帯による交差点通行（第63条の7第1項）	2万円以下の罰金 又は 科料

【問合せ先】 滝川警察署 砂川警察庁舎
砂川市 市民生活課 生活交通係

☎0125-54-0110
☎0125-54-2121